

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

一 本州と四国を連絡する鉄道施設及び本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に係る負担の見直し

1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設の改修に充てるための資金の交付を行うことができるものとする事。

（第十三条第三項関係）

2 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする事。（第二十七条第一項関係）

3 機構は、本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする事。

（第二十七条第四項関係）

二 機構による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）並びに

日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」と総称する。）等への助成金の交付等

1 機構は、令和十三年三月三十一日までの間、会社の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うこ

とができるものとする。

(1) 会社及び鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(2) 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等の整備（これに関する調査を含む。）及び管理に必要な資金を出資すること。

(3) 会社に対し、第十三条第二項の規定による貸付金又はこの法律による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。

2 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする。 (附則第五条関係)

三 機構による利子補給金の支給の業務

1 機構は、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができるものとする。

2 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする。 (附則第六条関係)

四 機構による会社の土地の取得等の業務

1 機構は、次の業務を行うことができるものとする。

(1) 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道から承継されたものであつて、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

(2) 当分の間、(1)により取得する土地の処分を行うこと。

(3) 当分の間、(2)の業務を効果的に推進するため(2)の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

2 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする。 (附則第七条関係)

五 区分経理の特例の対象となる日本貨物鉄道株式会社に対する助成金の交付に必要な費用に係る期限の延長

特例業務勘定から建設勘定への繰入れの対象となる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「機構法」という。）附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用に係る期限について、令和三年三月三十一日から令和十三年三月三十一日に延長するものとする。

六 その他所要の改正を行うものとする。

第二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

一 旅客会社による関係地方公共団体が実施する事業への協力

旅客会社は、関係地方公共団体が当該旅客会社の営む鉄道事業に係る路線の利用の促進又は利用者の利便の向上に関する事業であつて当該旅客会社の経営基盤の強化に資するものを実施するときは、これに協力しなければならないものとする。

(第十三条関係)

二 旅客会社による経営安定基金の貸付け

旅客会社は、機構から第三の一の1の(1)の長期借入金の借入れの申込みを受けたときは、経営安定基金に係る資産のうち国土交通省令で定めるものから貸付けを行うものとする。

(附則第十四条関係)

三 会社法の特例

会社は、第一の二の1の(2)及び(3)の出資を受けるため株式を発行するときは、会社法第四百四十五条

第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができるものとする。

(附則第十五条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 機構法の一部改正

一 旅客会社からの長期借入金の借入れ

1 機構は、当分の間、次の業務を行うものとする。

(1) 附則第三条第十一項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れること。

(2) (1)の長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。

2 1の(1)の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

(附則第十一条第一項第六号及び第七号並びに第九項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条関係)